

## 第 19 章(重点分析) 子どもの家庭内性被害の発生予測を目的としたリスク予測モデリング(機械学習デモモジュールの構成)

### 19.1 目的

子どもの家庭内性被害に対する早期発見の取組には、潜在化している様々な領域・局面に応じた、それぞれの在り方が想定される。被害児童や、被害児童から開示を受けた友人・同級生などを想定した子どもに対する教育や、子どもに関わる関係支援者や保護者・養育者への教育、福祉・司法・警察等の支援関係者への研修や、広く社会全般に向けた啓発など、対象横断的に並行した取り組みが必要だと言えるだろう。

様々な局面での潜在化が想定される子どもの家庭内性被害において、特に児童相談所や市区町村等の福祉機関に他種別の相談等でつながった事例の中から、被害を早期に発見することの意義は大きい。その一方で、被害が対応の初期段階では把握されず、別件での一時保護後や社会的養護関係施設等への入所措置後になって、被害の開示がなされる例があることも知られている(第 3 章・第 6 章)。こういった事態は、これまでに整理したとおり、子どもからの被害開示が様々な要因によって阻害されることや、性被害に完全特異的な所見はほとんど存在せず、周囲による被害の把握が決して容易ではないことに由来しているものと考えられる。

虐待等による通告を受けた初期段階から性被害の発生可能性を確度高く予測できれば、調査保護の検討や、被害の可能性を想定した調査、子どもからの開示を念頭に置いた信頼関係の丁寧な構築を行うなどの対応策を講じることにつながるものと考えられる。こういった課題意識に対して、機械学習等のデータを活用した予測技術は、一定の活用可能性があるものと考えられる。

本章では、児童相談所・市区町村への虐待通告・相談事例を対象とした「性被害の発生を予測的に検知する機械学習モデル」を構成し、デモンストレーション用のシステム(バックエンド・フロントエンドを含む)に組み入れて動作イメージを共有する。

### 19.2 方法

身体的虐待や心理的虐待、性被害以外のネグレクトの虐待通告・相談事例から、性被害の併存・発生を予測するモジュールを構成するにあたっては、第一に「他の虐待種別事例と性的虐待事例を判別予測」する機能が必要となる。当該機能を実装するためには、必然 4 つの種別の虐待事例データが必要になる。本事業では、令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」にて、全国 Web 調査で収集された事例データを活用する。また、性被害の併存・発生が単純に予測されただけでは、「なぜそう予測されたのか」に関する理解・解釈が十分に得られないため、発生構造と対応づけた具体的な対応策に結びつ

けることが困難となる。そこで、本事業調査で得られた事例データを活用し、「どのような類型での被害が懸念されるか」も合わせて予測する機能を実装する。以降、前者の機能を「性被害の発生予測」とし、後者の機能を「性被害のパターン予測」と呼称する。

### 19.2.1 利用データ(一部二次利用データ)と前処理

「性被害の発生予測」機能の実装には、第4章「性被害予測モデルの構築とアセスメント項目の選抜」で使用したデータセット、適格基準およびデータ処理手順をそのまま援用する。詳細は第4章を参照されたい。過去の調査事業データの二次利用は、次の倫理審査にて承認を得ている(再掲)。

【国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請】

整理番号：人 2019-982 (新規)

実験課題名：児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価

判定結果：人間工学実験審査申請非該当

【社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所研究倫理委員会】

受付番号：第 2 号

研究課題：児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価

判定結果：承認(承認番号第 2 号)

また、「性被害のパターン予測」機能については、被害児童の年齢に欠損のない 704 事例を解析対象に組み入れた。そして、第9章に示した被害発生パターンを元に、それぞれの事例に対して被害パターンのラベル(デモンストレーション用)を付与したデータセットを作成・使用した。

予測に使用する項目は、上記二つのデータセットに共通する事例の基礎情報と、それぞれに共通するアセスメント項目を 15 項目選抜した。その際、第4章に示した SHAP 値を参照した。具体的な採用項目は、基礎情報としての子どもの年齢と性別に加えて、図 19.1 に示した 15 個の項目を活用した。

### 19.2.2 性被害の予測と被害パターンの予測手法

性被害の予測とパターン予測は、eXtreme Gradient Boosting(XGBoost)モデルを採用した(Chen, C. & Guestrin, C., 2016)。前者では、「性被害に該当するか否か」を予測する二値分類を使用し、後者では任意にラベリングしたパターン種別数に応じた多クラス分類の形式を採用した。前者の誤差関数は対数損失(log loss)、後者の誤差関数は多クラス分類誤差(multi-error)とした。条

件分岐の最大の深さは4としている。その他のハイパーパラメータ設定は、第4章と同一である。

「性被害の予測」に関する出力結果は、機械学習モデルによって出力される予測スコア(0から1までの値)に対応した、検証データにおける実際の性被害の発生割合をシグモイド関数で近似した値を「併存予測確率」と命名して出力した。なお、ここではデモンストレーションが目的のため、それぞれの性能評価や、性被害パターン分類に関する妥当性の検討は行っていない。

### 19.2.3 動作システムの構成と予測モジュールの組み込み

機械学習モデルの学習プログラムおよび予測の実行プログラムは、統計解析環境Rで実装した。学習済みモデルを読み込み、アセスメント情報の入力と予測の出力を行うプログラムはRスクリプトで作成した。当該スクリプトを仮想環境の計算サーバーに設置し、入出力画面(Web ページ形式: HTML および JavaScript 言語で作成)と中間 API(PHP)で連携させた。

## 19.3 結果: デモンストレーションとしての予測モジュールの挙動と画面例

作成されたデモンストレーション用の画面を図19.1に示す。画面には、本章で仮選抜した15のアセスメント項目(左側)と、それを入力値として受け取り、「性被害の予測」および「パターン予測」に関する出力結果を右側に提示している。このとき、画面内に掲載されていない児童の性別および年齢については、「11歳の女儿」を入力値として与えている。

● 性的虐待予測チェック

☒ 養育者の都合が養育より過度に優先・生活が自己中心的

☐ 養育者に育児スキルの不足・不履行がある

☐ 児童に情緒的問題・愛着課題がある

☒ 世帯に経済不安・就労不安定・貧困がある

☐ 夫婦間の葛藤・対立・話し合い困難・立場が対等ではない

☐ 養育者による過剰なしつけ・体罰や正座等の強制・暴力のほめかしがある

☐ 養育者に精神科既往歴や精神不安定・衰弱・判断力の減退がある

☒ 児童に学校・園の不自然な欠席がある

☒ 世帯に内縁関係・ステップファミリー・登録のない大人の出入りがある

☒ 世帯にDVの疑い・過去のDV相談歴がある

☐ 児童に教員・保育士等の独占がある

☒ 片方の養育者への養育負担の偏り・夜間監護のない状況がある

☒ 児童に大人への萎縮・自己卑下がある

☐ 児童への家事強制・年齢不相応な自立の要求がある

☒ 児童に異性への恐怖または過剰な接近がある

併存予測確率は

58%

併存予測確率

被害パターン

1:典型支配性暴力下での性被害の疑い

父や内縁男性等の男性養育者による性加害。暴力により家族全体が無力化されていることが多い。きょうだいへの加害が伴う場合が多い。性被害のおよそ16%にみられるパターンです。

図 19.1 性被害予測モジュールの画面と動作例

## 19.4 考察

本章では、機械学習技術を用いた性被害の発生予測と、被害の発生パターンに関する予測モデルを作成し、实际的に利用可能な形式での(デモンストレーション用)実装を行なった。当該枠組みは、児童虐待対応の特に初期段階のアセスメント(児童相談所への送致や一時保護決定まで)や、既存の継続対応事例を対象とするアセスメントなどで活用できる可能性がある。新規の通告受理事例だけにとどまらず、既存の対応事例に対して、性被害の可能性を見直す場面等にも利用できるだろう。性被害の可能性を念頭においた各種対応につながり、被害の早期発見に寄与する可能性が考えられる。

ただし、機械学習等の予測技術を用いた場合、そこには使用上の留意点が複数存在する。本章では、3点の留意事項について記載しておく。

第一に、機械学習等による予測の結果によって、「性被害が発生している」、あるいは「発生していない」ことが直ちに決定されることはない。これらの予測技術は、あらかじめ「誤りが一定の確率で発生する」ことを前提としており、出力される結果も「予測結果」であって、事実を決定づけるものではない。

第二に、主に予測性能に依存して、結果の信頼性は大きく変化する。例えば、真に性被害の伴う事例が100件あり、そのうちの99件を見落とさずに検出できる性能が得られたとしても(感度99%)、残りの1%は判別できないことになる。これは、予測対象が1万件ともなれば、100件程度の大規模な見落としが発生することを意味するものである。予測精度が低ければ、当然、それに準じた見落としが発生することとなる。予測性能が期待される水準をどの程度満たすかに応じて、出力結果に対する信頼性も変化すると言えるだろう。機械学習技術の実質的な性能・効用は、「既存のアセスメント手法や人間による判断等と比較した時にどの程度の検出率の向上があるか」といった形式で評価される必要があるかもしれない。

第三に、機械学習技術は、「学習させたデータの網羅する範囲」についてのみ、想定した予測結果を出力することができる。本章の解析では、「児童相談所・市区町村に通告のあった児童虐待事例」を学習データとして活用している。例えば、当該技術を、「一般対象者」、「学校の児童・生徒」などに対して適用することはできず、万が一にも適用した場合には、予測結果も設計範囲外のものとなり誤りを伴うものとなる。これは、差別的なラベリングを生じさせる懸念さえある。学習データと予測の適用対象の一致性を代表に、十分慎重な取り扱いが求められる技術だと言えるだろう。

子どもの家庭内性被害を機械学習等の技術で予測する試みは、児童相談所や市区町村福祉部門等の専門機関等の範囲内で一定の利用可能性があり、被害の早期発見に向けた見立てや情報収集を部分的に補助しうるものと考えられる。その実質的な効用は未だ不明となっており、今後の各種検討が望まれると言える。

## 第 20 章 文献調査と全国調査の結果総括

### 20.1 研究結果の総括

ここまで、(1)文献調査、(2)全国調査：組織対象調査、(3)全国調査：事例調査、(4)調査データの多角的な分析結果を報告した。全国調査では、児童相談所からの回答は対象 215 箇所のうち 124 箇所となり(回収率 57.7%)、市区町村では対象 1894 箇所のうち 492 箇所からの報告が得られた(回収率 26.0%)。本節では、これらの調査・分析から得られた主要な知見について概観した上で、

「潜在化する子どもの家庭内性被害の発生構造とリスクを見立て、それを説明するための仮説的枠組み」を試論として提示する。その目的は、本事業の目的に照らして、「潜在化しているあらゆる子どもの家庭内性被害を早期に発見することを目指した基礎知見の創出」である。被害の発生構造を的確に見立てるための説明原理を得ることで、被害の兆候を的確に捉え、見立ての精度向上などを介して、被害の早期発見に繋がるものと考えられる。各種の限界点も含めて参照されたい。

| 総括疑問                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの家庭内性被害は、どのような構造で発生し、潜在化すると説明されるか？</li><li>・どのような要素に着眼して見立てを講じれば、複雑かつ多様な実態を有する子どもの家庭内性被害の発生リスクを、説明可能な形で想定できるか？</li></ul> |

#### 20.1.1 文献調査の総括：子どもの性被害に関する前提的理解

文献調査(第 3 章)では、子どもの性被害に関連する多面的な情報が収集された。その結果、性被害に対する前提的理解のあり方の一つとして、「子どもの性被害は、加害者の立場や続柄に依らず、また、刑法性犯罪等の要件に依らずに、被害を受けた子どもの視点から問題を捉え、定義し、支援を展開するという、児童虐待対応領域の独立した理念体系があること」が示された。被害事例の実態に関する文献からは、「子どもの家庭内性被害は、男女を問わず 0 歳から 18 歳まで幅広い年齢層の子どもが被害を受け、加害者には保護者、保護者以外のきょうだい・親族、その他にも家庭内に外部からアクセスした第三者など幅広い立場の者が想定され、被害の内容や様態に拘らず、被害児童の心身の発達に重大な影響を及ぼしうる問題であること」が示された。また、こういった家庭内性被害早期に発見するための着眼点等、アセスメントに必要な知見には、様々なものが提案されているが、「無症候性の子どもや、加害者による隠蔽・秘匿・家庭内関係者の支配・無力化、性的虐待順応症候群などにより被害が表面化せず、依然として把握が困難な問題であること」も示唆されている。そして、性被害には社会の誤解や偏見等が根強く存在しており、このことが、未発見による問題の潜在化や、周囲の人間に問題が認知されても必要な支援につながらない状況、あるいは子どもの二次的な被害・トラウマの受傷等につながるものが整理された。総じて、子どもの

(家庭内)性被害には多様な事例が含まれており、様々な局面・水準で潜在化する複合的な問題群であることが示された。

### 20.1.2 全国調査の結果: 統計未計上による潜在化について

子どもの家庭内性被害が潜在化する局面の一部として、児童相談所および市区町村の相談対応事例における「被害は把握されているが統計未計上となっている潜在事例」について、その推定を実施した(第7章)。その結果、「他種別で相談対応中にある事例から子どもの家庭内性被害が途中発覚した事例」に対する、計上方法の違いに由来した年次統計への未計上件数が、児童相談所で既存計上数の2割程度、市区町村で既存計上数の8割程度存在する可能性が推測された。当該途中発覚による未計上件数を考慮するにあたっては、福祉行政報告例における性的虐待および保護者・監護責任者以外の者による性的虐待の合計件数を児童相談所でおおよそ1.2倍、市区町村でおおよそ1.8倍する必要があると指摘された。また、当該未計上数を考慮したとしても、それが「潜在化している子どもの家庭内性被害の一部分に過ぎない」と整理された。

### 20.1.3 全国調査の結果: 把握された子どもの家庭内性被害事例の分析から

子どもの家庭内性被害は、一部の特殊な地域でのみ発生する問題ではなく、子どもの人口に比例してどのような地域でも発生しうる全国規模の問題であると考えられる(第8章)。未だ被害が把握されず、必要な支援へとつながっていない潜在事例に対しては、あらゆる地域や関係者等による、早期発見に向けた取組が求められることになる。このとき、各種の取組がどのような内容であったとしても、取組の基盤として、被害事例の実態や発生構造に関する基礎知識が必要不可欠となる。以下では、児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の基礎情報および各種分析結果を総括する。

#### 20.1.3.1 子どもの家庭内性被害に関するアセスメント候補項目の選抜について

全国調査に先立って、本事業では、潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するための着眼点・アセスメント項目の候補として、機械学習を用いた予測に貢献する候補項目の抽出を実施した。結果として、420のアセスメント項目の中から予測に貢献する上位項目が抽出された。具体的には、(1)養育者中心の養育様式と形容される事例像があること、(2)子どもが(身体的暴力等を伴う)暴力的な性被害を受けており、一定数で養育者間の立場に差があつて、非加害親の共犯化や無力化が伴っているといった被害像が想定されること、(3)放置・放任等のネグレクト様の環境下にあつて大人の性的行為を目撃するなど被害を受けており、その特徴が低年齢の子どもへの不自然な関わりや養育能力の不足に現れていると考えられるもの、(4)その他、目立った暴力・外傷やネグレクト様の生活環境・養育状況が伴わない、養育者の精神的問題や子どもに各種心身の障害が伴う例、

経済的貧困が背後にある例など、様々な被害発生構造をうかがわせる項目が抽出された(なお、これらは解釈の一例である)。そして、被害構造は様々と考えられるが、被害児童が帰宅の拒否や保護を訴える、暴力的な振る舞いや愛着・対人関係の課題を抱える、非行や自傷行為、自殺企図、不自然な学校等の欠席がある、養育者に従順な様子があるなどの、様々なサインを呈していることが示唆される結果となった。

#### 20.1.3.2 男児の家庭内性被害事例について

男児の家庭内性被害事例について、女児の被害事例との比較を行った結果、いくつかの共通する要素と、男女それぞれで異なる点が観察された。まず、男児の被害事例では年齢の分布が女児の場合と異なり、その範囲は未就学児童から15歳以上にまで及ぶものの、好発年齢は6歳から9歳前後の小学校低学年となっていることが示された。そして、加害者の続柄に女児との部分的違いが認められた。例えば、男児の被害事例において、実母による加害の該当率は、女児の場合と比べて該当率が顕著に高かった。母子家庭に母の内縁男性が同居・出入りしている場合の被害例が、女児に比べて多いという結果を反映したものと考えられる。また、被害児童が女児の事例では報告のない、姉(異父母を含む)からの加害報告も認められた。「性問題における加害者は男性である」といった固定観念を除いて、広範な視点から被害の可能性を見立てる必要性が指摘された。被害内容については、男女ともに「身体接触」の報告が多いものの、男児の被害事例では、「性行為を見せる」、「性的刺激への暴露」への該当率が高く、被害内容の差異から男児に対する加害者の動機や被害の背景が女児の場合と一部異なっている可能性が推測された。なお、男児に対しては、当該非接触性の性暴力だけでなく、口腔性交や肛門性交といった身体的侵襲性の高い被害も発生している。「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえない」(松本, 2009)という報告にならい、被害内容の接触性・非接触性を問わず重大な被害であると言える。他にも、男児の被害事例では、女児の場合と比べて知的障害の該当率が高かった。知的障害を有する男児は、性加害の標的になりやすいという可能性が推測された。各種臨床所見への該当状況については、PTSDの中核症状への該当率が男児において女児よりも低い傾向が観察されたことや、他児への加害行為や加害性のある性化行動が男児において高い該当率にあることが示唆された。男児の被害例は小学校低学年から中学年頃にかけて多い傾向にあることも関連しているだろう。性化行動や他児とのトラブルは、性的被害を受けた男児から発せられる主要なサインとして捉えられるかもしれない。発覚の経緯と開示に係る情報については、その背景要因に男女で部分的な違いが認められた。男児の被害例では、発覚経緯が本人の開示である場合が相対的に少なく、周囲の大人による目撃や疑いに基づく聞き取りを契機とするものが女児に比べて多い結果となっていた。開示の背景要因についても、女児の場合で該当率の高い、「加害者との分離」や「差し迫った危機」といった状況への該当率が相対的に低く、それに比較して「周囲の積極的な聞き取

り」や「他の問題からの聞き取り」が開示につながる要素となっていた。男児の被害をより早期に把握する上では、(女児の場合も同様であるが)周囲の大人による積極的な聞き取りが重要となる可能性が示された。

#### 20.1.3.3 きょうだい間の家庭内性被害・性的問題について

きょうだい間の家庭内性被害については、きょうだいの年齢、被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。

「きょうだい」と表現されても、それが18歳未満の「児童」であるとは限らない。兄から妹への加害事例が件数としては多いものの、弟から姉への加害なども発生が確認されている。養育環境にも様々な課題が併存していた。また、「きょうだいによる加害」が報告される事例において、一定数では他の加害者が存在していることも示された。実父や実父以外の父、母親の内縁男性、あるいは祖父や外部の特記者等による加害の同時併発例が報告されている。当該事例は、明らかに「きょうだい間だけ」に課題のある問題ではない。そして、「加害に該当したきょうだい」に関しても、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の虐待が併存している事例が含まれていた。これらの結果から、きょうだい間の性被害・性的問題について、それらを単純に「加害したきょうだいの問題のみに起因して発生した性被害である」とは形容されないことが示された。きょうだい事例には、どの立場の者・児童が「加害」あるいは「被害」に相当するのか、明確に断定されうる場合もあれば、単純には割り切ることのできない事例が複合的に含まれていると解釈される。なお、きょうだいによる加害に該当報告のあった事例において、最も顕著であった特徴は、「被害児童に対する随伴問題としてのネグレクト」である。被害児童に対する保護機能が不在、低下、あるいは剥奪された状況が、きょうだい間での性被害の発生に関わる主たる特徴であることが想定された。ただし、「ネグレクト」は主たる特徴として記述されうる一つの要素であって、家庭全体に暴力構造がある場合など、他の被害構造も一定数以上の割合で報告されている。また、「ネグレクト」と形容される中には、女性養育者がDV等により衰弱させられていることが背景に想定される例や、男性養育者による性加害を背景として母子関係が希薄化している場合など、結果的に保護機能が「低下」、あるいは「剥奪」されていることに対応した事例も想定される。監護責任という視点からも、単純には割り切れない課題が内包されていると考えられる。

#### 20.1.3.4 ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの家庭内性被害について

男性養育者が不在の場合、その多くは母子家庭に相当する。当該状況においては、女性養育者自身に課題所見が認められることが多く、その中心はネグレクトや女性養育者の自己中心性が特徴として得られた。加害者は女性養育者の内縁男性や外部親族、きょうだいによる加害が多く、女性養育者の特徴を踏まえると、保護機能が不在または低下している環境下で被害が発生している可能性



が推測された。また、男性養育者の不在事例では、「性行為を見せる」といった被害例や、「性的搾取」等の被害報告が目立つ傾向にあった。被害が「断続的である」傾向にあり、これらは外部の内縁男性や親族等の出入りがあったタイミングで被害が発生しているといった状況を反映したものと推測された。

他方、女性養育者が不在の場合、その多くは父子家庭に相当する。加害者は、実父や男性親族、きょうだいである場合が多い結果が得られた。家族内部に援助要請の対象や保護機能の要となりうる重要な存在(ここでは女性養育者)が不在であるという状況とも解釈されうる。女性養育者不在の事例において、被害児童は男性養育者に対して両価的な感情や葛藤、気遣いや非健全な依存を抱えているか、保護・愛着の関わりと形容される例が多い結果となった(ただし、拒否や嫌悪といった感情が抱かれる例等も一定数存在する)。唯一の養育者である父親等から同時に被害を受けているという状況が、様々な葛藤を生み出した結果であるものと推測される。関係者外部への帰宅不安の訴えや保護希求が認められる場合が相対的に多く、通告者は相対的に学校関係者や友人同級生である場合が多い結果が得られた。被害開示の背景には、「差し迫る危機」があると想定される場合が多かった。保護・援助要請機能の不在や男性養育者に対する葛藤があることで、加害―被害関係や家庭内で問題が閉鎖し、進行し、危機的な状況となって初めて開示に至るといったプロセスが想像された。無力感や PTSD 中核症状への該当率がやや高い傾向にあることも、こういった背景要因に起因している可能性が推測される。性的逸脱等の非行問題が随伴する例も相対的に多い傾向にあった。再犠牲化や二次的被害を防止する上でも、早期発見への取組が重要な役割を担うと考えられる。

#### 20.1.3.5 子どもの障害と家庭内性被害の関係について

被害児童の随伴事項として、身体障害、知的障害、発達障害、その他の障害のいずれかに該当があると報告された事例を抽出した分析の結果、「被害児童の障害のみ」が所見となる事例は圧倒的に少なく、障害の背景に何らか他の課題が随伴する様相が確認された。本事業の調査で測定範囲外にあって定量化されていない課題が随伴する可能性も含めれば、「障害のある子どもの家庭内性被害は、被害児童の障害だけに起因するものではなく、背景にある他の課題所見と相まって発生する」ものと捉えられた。具体的には、障害を有する被害児童に対してのネグレクトや身体的・心理的虐待が、抽出事例の過半数を超えて随伴していた。被害児童の障害は、こういった特定条件下においてのみ、性被害発生リスク要因であると捉えられる可能性がある。各種障害区分の中でも、知的障害への該当報告率は 15%と想定される水準よりも高く、「関係機関で対応される家庭内性被害事例において、被害児童が知的障害を有している事例が、その一角を構成している」ことが示された。当該傾向は特に男児の被害事例において顕著に認められた。障害のある子どもに対する配慮を性被害の支援や対応の中核に組み入れて、その在り方について検討することの必要性が指摘され

た。なお、本事業調査では、「障害のある子どもによる加害に該当報告のあった事例」も確認されている。加害・被害を問わず、障害のある子どもについては、「性の問題に関するケアニーズを有している」と考えることができるだろう。

#### 20.1.3.6 被害児童からの開示について

「被害の開示」に関する分析からは、いくつかの示唆が得られる結果となった。

第一に、「被害児童からの開示が、被害の詳細を把握する上での主要な情報源となっていること」が示された。「被害児童からの開示が得られるか」ということが、子どもの性被害に対するあらゆる支援や対応を講じる上での鍵になることが示された。

第二に、「被害児童からの開示を受けていたが『通告に至らなかった』とする事例が、特に被害児童の家族や親族、友人や同級生において相当数に上る」ことが推測された。これらの対象者に対するアプローチは、(その内容、取組の在り方については慎重な検討が必要であるものの)潜在化する子どもの家庭内性被害をより早期に、より多く発見することにつながるものと考えられる。

第三に、被害児童の年齢別での開示確率を推定した解析結果からは、「特に未就学児童については、被害児童からの積極的開示が得られるとは原則想定されず、周囲からの発見が重要な役割を担う」ことが示された。その他にも、被害児童からの開示が得られる可能性が高まる関連要素や、開示までの期間が短期化する要素について、今後の研究での手がかりとなる知見が得られた。「どのような取組を講じれば、より被害の開示が負担なく引き出され、あるいは開示までの期間が短期化されうるのか」など、今後は特に「開示に関連する介入・取組と、その効果」といった観点からの検討が必要になるものと考えられる。本事業調査では、開示につながった具体的取組や背景に関する情報として、「加害者の分離・安全確保」がなされたことによって開示につながったと考えられる例や、「開示相手との信頼関係が得られた」ことによって開示に至った報告する例が多い傾向にあった。その他にも、(関係者による)「積極的な聞き取り」や、「一時保護所や社会的養護関係施設等での入所時の聞き取り」、「他の問題行動についての聞き取り」から開示につながったと考えられる例(聞き取りの背景にある被害を疑った契機については、表 6.12 に整理している)、性関連教育によって知識を獲得したことに起因して、あるいは性関連教育の実施そのものを契機として被害開示に至ったと想定される例など、様々な背景要因への該当が報告された。

#### 20.1.3.7 児童相談所・市区町村で対応されている他種別相談事例からの途中発覚について

子どもの家庭内性被害には、児童相談所や市区町村が他の相談種別で受理していた事例の中から被害が途中発覚する事例が含まれている。事実、本事業調査で収集した事例における「最初の受理区分」の集計結果では、身体的虐待やネグレクト、心理的虐待(DV・面前暴力を含む)などの虐待相談や、非行、育成、障害等の他の相談種別から、被害が途中発覚した事例が確認された。どのよう

な相談種別であっても、その背景に家庭内性被害の可能性を想定した相談対応が必要になることが指摘されうる。このとき、「受理時点から」被害の把握がなされた事例と「途中発覚」事例を比較することで、性被害の併存を早期に発見することへの具体的示唆が得られるものと考えられたが、本事業での分析では明確な知見を得るに至らなかった。他方、同分析では、一つの重要な示唆として「受理時点から性被害が把握された事例よりも、他種別の相談という形で支援機関につながっている方が、被害継続年数が短い傾向にある」ことが示された。何らかの形で支援機関に接続され、継続的な対応が実施されている場合には、より早期に性被害の把握と対応が実現される可能性があることを示したものと言えるだろう。

#### 20.1.3.8 非加害養育者の多様性について

本事業では、「非加害養育者」に該当報告のあった事例、特に「非加害女性養育者」に焦点をあてて、養育者の所見を軸に被害児童の特徴を集計した。その結果、非加害女性養育者にも、「被害の発覚や通告を受けて傷つきやプレッシャーを抱えている」、「精神的に不安定」な場合や、「暴言暴力・反社会的態度」などに該当する場合など、多様な類型が含まれることが示された。「非加害親」と形容されても、事例によってその態度や様子は様々であるという事実は把握されたが、それらの様相によって、被害児童にどのような影響があるかについては十分に検討することが叶わなかった。後続の研究が必要となるだろう。

ただし、本事業の検討範囲とは独立して、被害児童への支援や予後の改善等を図る上で、非加害養育者の存在が重要な役割を担いうることは確かなものであると考えられる。「非加害養育者がどのような苦しみや困難、課題を抱えており」、「どのような側面をどのように支援すれば」、「子どもにどのような肯定的な影響があるのか」といった視点から、研究を進めてゆく必要があることが指摘された。

#### 20.1.3.8 年齢(学齢)別での被害児童に見られる臨床所見について

子どもの家庭内性被害には、子ども本人による開示だけでなく、周囲の疑いを契機として被害発覚に繋がる例も一定数含まれている。被害児童に見られる各種臨床所見について、年齢別での解析を行った結果、被害児童の年齢に応じて、子どもから発せられるサインが異なる傾向にあることが示された。年齢別での被害内容について特記するならば、「性器性交を伴う被害は未就学児童でも報告され、小学校以上となると年齢とともに該当報告率が増大する傾向」が確認されたことを含め、「どのような被害であっても、全年齢でそれが発生しうる」ことが指摘される結果となっている。以下では、結果の総括に代えて、被害児童に見られる各種臨床所見の該当状況を学齢区分別で整理する(表 20.1 から表 20.3)。

表 20.1 未就学(0 歳から 5 歳ごろ)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

| 所見区分              | 被害児童に見られる特徴                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無症状所見             | 25%から 50%未満程度の該当報告がある。                                                                                                                                                                                                                   |
| 医学所見              | 一定の該当率がある。性器またはその周辺の外傷や、性感染症等などに起因すると推測される。                                                                                                                                                                                              |
| 身体関連所見            | 外部からは減多に観察されない。<br>一部低身長・低体重や栄養障害など、発育所見が伴う場合がある。                                                                                                                                                                                        |
| 心理・トラウマ<br>関連症状所見 | パニック・興奮、罪悪感(自分が悪いと思い込んでいる)、自尊感情の低下、抑うつ・気分変動が報告されることがある。PTSD 中核症状(フラッシュバック・感情麻痺・回避、過覚醒)が報告されることもある。                                                                                                                                       |
| 行動所見              | 2 歳か 3 歳頃から自傷行動と年齢にそぐわない性的行動(加害性のある性化行動・加害性のない性化行動)が一定数で認められる。                                                                                                                                                                           |
| 集団生活所見            | 保育士等の独占、攻撃性・衝動性に起因する他児とのトラブルが 1 歳頃から報告され始める。                                                                                                                                                                                             |
| 対人関係・愛着<br>関連所見   | 3 歳頃までは愛着・情緒に関する問題と他児とのトラブルが顕著に観測される。異性への過剰接近や回避は、3 歳頃から観測率が高まる。大人に対する自己卑下などが見られる場合がある。                                                                                                                                                  |
| 子どもからの訴え          | 2 歳頃からまれに保護・救済の訴えが報告される。4 歳頃から秘密の要請が始まる。帰宅不安や保護の訴えなど、子どもからの SOS が観測・報告されることは他の年齢帯と比べて少ない。                                                                                                                                                |
| 養育者に対する感情         | 男性養育者・女性養育者ともに好意の対象となっている割合が多い。拒否・嫌悪や歪んだ愛着関係等はほとんど報告されない。処罰感情や分離希望の対象として報告される例はほとんど認められない。                                                                                                                                               |
| 開示対象・発見者          | 保育園・幼稚園教諭や施設職員、そして母親が発見者の中心になる。                                                                                                                                                                                                          |
| 懸念情報の事前把握者        | 調査では該当情報が明確に得られていない。                                                                                                                                                                                                                     |
| 総合所見              | 全体的に子どもからのサインが少ない。医学所見が重要なヒントになる場合がある。特記すべき所見として、情緒・愛着の課題、攻撃性の高さ、それに起因する他児とのトラブル、性化行動、保育士等の独占行動が目立つ傾向にある。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。 |

表 20.2 小学生(6 歳から 12 歳ごろ)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

| 所見区分          | 被害児童に見られる特徴                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無症状所見         | 25%から 50%未満程度の該当報告がある。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 医学所見          | 該当率は他の年齢帯と比べて相対的に低い、妊娠や中絶等を含めて該当報告がある。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 身体関連所見        | 外傷等は観察されない。頭痛・腹痛等の訴えなど、心身症・不定愁訴が 10%程度で該当。                                                                                                                                                                                                                             |
| 心理・トラウマ関連症状所見 | 年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇する。未就学時期の特徴を含めた全ての所見に該当報告がある。精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、気分変動・抑うつ症状などが中心となる。悪夢の報告、解離・解離様状態、無力感、性に対する嫌悪感・恥辱感、スティグマ感情は、7 歳ごろから報告され始める。精神疾患の診断がつく例も当該時期から該当が認められる。                                                                                       |
| 行動所見          | 年齢にそぐわない性的行動(加害性のある性化行動・加害性のない性化行動)は、8 歳頃をピークに減少する。自傷行為、虚言・ファンタジーは年齢とともに増加する。暴言・暴力やいじめ加害が発生し始める。小学校高学年頃から、家出・夜間徘徊を伴う例が報告され始める。                                                                                                                                         |
| 集団生活所見        | 学業不振、不登校・ひきこもり、集団からの孤立が急増する。中学年ごろをピークに攻撃性による友人トラブルは減少傾向にある。小学校中学年ごろから過剰適応や「優等生」と形容される様子が増加し始める。学校等への子ども本人、または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で発生する。                                                                                                                                  |
| 対人関係・愛着関連所見   | 情緒・愛着に関する課題、対人トラブルや異性への過剰接近と回避が中心になる。大人の顔色を伺う、従順な態度を持つ、養育者に対する過剰な支持、あるいはエスカレートする挑発的態度や怯え、自己卑下などの該当報告率が上昇する。                                                                                                                                                            |
| 子どもからの訴え      | 秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに増加する。秘密の要請は、中学生以上の年齢帯と同程度の割合にまで達する。帰宅不安や恐怖の訴えが本格化するのは、小学校中学年頃からはなる。特に小学校低学年では、帰宅恐怖や不安を訴えることが困難であると推測される。                                                                                                                                           |
| 養育者に対する感情     | 男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれ始める。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ(守ってくれない)、いうことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある。                                                                                          |
| 開示対象・発見者      | 母親への開示、または母親による発見・通告と、担任教諭や養護教諭、その他学校関係者や子どもと信頼関係にある大人による発見や開示に基づく通告が中心。                                                                                                                                                                                               |
| 懸念情報の事前把握者    | 通告には至らないが、母親が被害を知っている例が一定の割合で存在する。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 総合所見          | 未就学後期から続く所見と、中学生以上の年齢帯でピークを迎える各種所見が当該時期に混在し、あらゆる所見が認められる。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で、「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。母子関係あるいは父子関係で、「自然な範囲」と形容される事例が特に小学校高学年ごろで少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。 |

表 20.3 中学生以上(13 歳以上)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

| 所見区分          | 被害児童に見られる特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無症状所見         | 25%から 50%未満程度の該当報告がある。14 歳頃に該当率が一時的減少する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 医学所見          | 10%程度の該当率である。妊娠や中絶、性感染症等への罹患が中心であると推測される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 身体関連所見        | 頭痛・腹痛等の訴えなど、心身症・不定愁訴が 15%程度で報告される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 心理・トラウマ関連症状所見 | 年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇し、16 歳ごろにピークとなる。全ての心理・トラウマ関連所見に該当報告がある。精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、抑うつ・気分変動に加え、無力感(自分では状況が変えられないと思いつている)や、罪悪感、PTSD 中核症状や解離・解離様状態、悪夢の報告などへの該当が中心となる。パニック・興奮への該当はやや減少する。                                                                                                                                                                                                      |
| 行動所見          | 自傷行為・自殺企図の発生率が最も顕著になる。家出や児童売春・援助交際等の性的逸脱がそれに次いで増加、該当率が高くなる。一部、薬物乱用に至る事例も報告される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 集団生活所見        | 学業不振、不登校、ひきこもり、集団からの孤立が中心になる。攻撃性に伴うトラブルや教員等の独占は減少。学校等への児童本人または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で発生。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 対人関係・愛着関連所見   | 情緒・愛着課題、対人トラブル、異性への過剰接近と回避が中心になる。15 歳頃から、対人関係・愛着に関する所見の観測率は、やや低下する傾向にある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 子どもからの訴え      | 秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに上昇し、16 歳頃に該当率がピークとなる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 養育者に対する感情     | 男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれる傾向がある。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ、守ってくれない、言うことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある。男性養育者に対する「怒り・処罰感情」や「分離希望」の対象といった所見は当該時期から該当率が高まる。                                                                                                                                                             |
| 開示対象・発見者      | 担任教諭や養護教諭、その他の学校関係者など、外部の大人による発見や開示による通告が中心になる。母親による発見や母親への開示に基づく通告は減少傾向となる。家出や性的逸脱、その他の非行の補導等に起因する警察からの発見・通告も一定数存在する。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 懸念情報の事前把握者    | 通告には至らないが母親が被害を知っている例が一定数存在し、年齢とともに該当率が増加する傾向にある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 総合所見          | 対人トラブルや性化行動は減少するが、小学校頃から始まる諸問題が本格化する。妊娠等の医学所見が一定数で認められる。引きこもりや自傷行為・自殺企図などの回避的・内的方向への攻撃性に関連する症候と、家出や性的逸脱などの外的方向への攻撃性に関連する症候が認められる。また、過剰適応や「優等性」と形容されるような形式で、外面的には適応的な様相を見せる類型もうかがえる。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で、「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。母子関係、あるいは父子関係で、「自然な範囲」と形容される例が特に中学生期において少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。 |

### 20.1.3.9 機械学習を用いた子どもの家庭内性被害の発生予測について

子どもの家庭内性被害の早期発見を目指すにあたり、その取組の内容や在り方については、場面に応じた多様な方法・アプローチが想定されうる。本事業では、機械学習技術を用いた性被害の発生予測と、被害の発生パターンに関する予測モジュールを作成し、实际的に利用可能な形式での(デモンストレーション用)実装を行なった。児童相談所・市区町村での各種虐待事例における家庭内性被害の併存パターンを機械学習モデルに学習させることで、児童虐待対応の特に初期段階のアセスメントなどに活用できる可能性が示唆された。また、新規の通告受理事例だけにとどまらず、既存の対応事例に対して性被害の可能性を見直す場面等にも利用できる可能性がある。性被害の可能性を念頭においた各種対応につながり、被害の早期発見に寄与するものと考えられる。また、技術的な結果に合わせて、本事業では、機械学習等の予測技術に関する利用上の主要な留意点が整理された。

第一に、機械学習等による予測の結果によって、「性被害が発生している」、あるいは「発生していない」ことが直ちに決定されることはないこと。第二に、主に予測性能に依存して、結果の信頼性は大きく変化すること。そして第三に、機械学習技術は「学習させたデータの網羅する範囲」についてのみ、想定した予測結果を出力することができるものであることが整理された。特に三点目については、「一般対象者」、「学校の児童・生徒」などの学習対象範囲外の群に予測を適用した場合に、予測自体が誤ったものになるだけでなく、設計意図とは全く異なった差別的なラベリングさえ発生させる可能性が指摘された。機械学習等の適用は、学習データと予測の適用対象の一致性を代表に、十分慎重な取り扱いが求められる技術であると総括された。

## 20.2 潜在事例の把握に向けた知見の統合: 「閉鎖性」と「性的境界の侵害」

前節では、子どもの家庭内性被害の発生例やそのパターンに関する知見を除いて、本事業で得られた各種観点からの知見が包括的に整理された。本節では、主に第9章(児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の発生パターンに関する解析)で得られた結果と、第5章における「児童相談所および市区町村で経験のあった子どもの家庭内性被害の被害発生パターン(自由記述情報)」を基盤として、潜在化する子どもの家庭内性被害の把握と早期発見に向けた説明原理・見立ての枠組みに関する提案を行う。

### 20.2.1 子どもの家庭内性被害の多様性と複雑さ

潜在化する子どもの家庭内性被害について、その被害のリスクや発生構造を的確に見立てるためには、その前提として、被害の多様性と複雑さを知る必要がある。

第9章では、家族構成、世帯・養育環境、加害者・加害構造、男女養育者の所見、養育者間の関係性や被害児童との関係、被害児童の年齢と被害内容などの、被害の発生構造を記述する上での主

たる要素に関するパターンを抽出し、その組み合わせを求めた。その結果、男性養育者、女性養育者をはじめとする家族と家族間の関係、養育環境等の情報について、いくつか印象的なパターンが示された。しかしその一方で、組み入れ基準を満たした 704 事例の全てにおいて完全重複する事例はなく、それぞれがユニークな組み合わせを持つことが示された。また、第 5 章に示された「子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する自由記述」項目では、そのほとんどで重複のない延べ 283 例の被害パターンが収集された。凄惨な状況を伺わせる被害例から、「きょうだい間での性的問題」と形容されうるものや、「おそらく入浴等で母親から乳幼児に性感染症の感染が発生した」などのある種の偶発性を含む事例なども含まれた。「子どもの家庭内性被害は、複雑かつ多様な実態を有する事例群の総称である」と形容される結果が得られたものと言える。ただし、事例の様相は多様である一方で、「養育環境や家族、あるいは家族関係等に何らかの課題所見が認められる」と言う点では、(ある種の偶発性を有する被害例を除いて)ほとんど全ての事例で共通していた(表 5.13、表 9.12、図 11.33、図 12.19、図 16.37、図 16.38、図 17.32、図 17.33 を参照)。

数量的な解析を用いた帰納的な手法による被害パターンの統合的整理は本事業では困難であったものの、「子どもの家庭内性被害事例には、何らかの課題所見が随伴している」という当該共通性を手掛かりとした演繹的な視座からの包括的な説明は成立しうる。この点を踏まえて、子どもの家庭内性被害の発生構造を捉える説明原理の構成が、被害の早期発見につながる重要な知見になりうるということが指摘された。

#### 20.2.2 「閉鎖性：保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害：一方的または双方向的な性的距離の近接と逸脱」

潜在化する子どもの家庭内性被害について、その見立ての手掛かりとなる説明原理を設定するためには、対象の多様性と複雑さに対応するだけの抽象度を有した概念設定が必要になると考えられる。そして、その一方で、抽象的な説明概念に対しては、個別具体的な現象との対応関係が明確に記述されうるだけの「具体との丁寧な接続」がなされていないければ、「十分な説明」あるいは「実践への援用可能性」が担保されなくなる。

このとき、子どもの性被害の発生や維持のメカニズムを説明する原理には、すでに様々な枠組みが提案されている(3.3.3.2 節を参照)。例えば、Finkelhor(1984)や、Hall & Hirschman(1992)、あるいは Marshall & Barbaree(1990)などがその代表格として参照され、Tony & Siebert(2002)によってそれらの統合を試みる動きがある。他にも、DV 加害者による支配的關係下で発生する性暴力についての理論的枠組みなども提案されている(Bancroft & Silverman, 2002)。これらの枠組みは、本節での取組において極めて重要な参照資源となるが、(1)抽象度が高く具体的な見立てに援用しにくい、(2)家庭外の事例も説明対象に含まれていることから、本事業で取り扱う家庭内の多様な性被害とは部分的に齟齬が発生しうる、(3)特定の被害構造の説明に特化しているといった特徴のい



ずれかを有しているものと考えられる。これらの枠組みを部分的に繋ぎ合わせて利用した場合であっても、本邦の多様な子どもの家庭内性被害の実態説明と見立てに求められる、「説明対象は包括的でありながらも、具体的な事例の発生構造に対する十分な説明と、見立てへの実践的援用が可能」という要素を十分には満たすことが叶わないものと考えられる。

そこで、本事業では、従来の理論と(文献調査を含む)調査で把握された知見を総合して、「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方向的な性的距離の近接と逸脱」という二つの構成概念を利用し、潜在化する子どもの家庭内性被害の多様な発生構造と、リスクの見立てに援用可能な枠組みを整理する。そして、各種の事例に対して個別具体的な見立てが可能となるよう、これまでに指摘されてきた個別のリスク要因を、これら2つの要素の蓋然性や強度を高めるものと位置付ける。すなわち、抽象原理と個別のリスク要因を接続する構成によって、個別の事例に見られる具体的なリスク要因から背景の被害発生構造を見立て、それを説明可能にする枠組みとした。当該枠組みの基本原理(仮定)を下記に整理する。

「潜在化する子どもの家庭内性被害」を構成する2つの主要概念

閉鎖性

保護・援助要請機能の  
不在または剥奪

性的境界の侵害

一方的または双方向的な  
(性的)距離の近接と逸脱

【基本原理(仮定)】

子どもの家庭内性被害とは、閉鎖的な関係・環境下で発生した、子どもの性的境界に対する侵害行為である。閉鎖性とは、「被害児童による抵抗や家族等による加害行為から子どもを保護する機能と、被害を抑止し被害から逃れるための援助要請の機能が不在または剥奪等によって失われ、被害に関する情報が外部に伝達されず必要な支援に接続されていない状態」であり、被害の潜在化を生じさせる最たる原因である。性的境界の侵害とは、被害児童に対する一方的または双方向的な性的距離の近接と逸脱が発生した状態を指し、多くの場合加害行為の発生に相当する。閉鎖性と性的境界の侵害が生じる条件について整理することで、潜在化する子どもの家庭内性被害の発生構造やリスクを外部から見立てることができる。

【当該枠組みの対象とする事例の範囲】

加害者(児)の続柄や各種性犯罪等の要件への該当を問わず、性器性交・肛門性交・口腔性交(侵入・挿入されるものは男性器等に限らない)、(舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの)身体接触等の身体的・心理的侵襲性を伴う性的被害、および、身体的侵襲性を伴う性的行為の強要や教唆、性行為を見せる(または目撃する)、露出・卑猥語を浴びせる、ポルノ情報を見せる・聴かせる、ポルノ情報を目に触れるところに放置する、ポルノグラフィーとなりうる画像等の被写体などにして記録を作成する売春行為等の性的搾取の強要や教唆、オンラインでの性的被害への暴露などの心理的侵襲性の伴う性的被害、これらの児童の(性の)権利を侵害する被害が、児童の所属または生活する家庭内で発生した事例を対象とする。明確な加害・被害関係の特定されない「子ども間・きょうだい間の性的問題」も含む。

【閉鎖性と性的境界の侵害に対する想定リスク要因】

上記の基本原理に即して、「閉鎖性」と「性的境界の侵害」が発生する蓋然性や強度に関連する想定リスク要因を整理する。なお、ここに整理する想定リスク要因は、文献調査ならびに本事業の調査で得られた知見を援用したものである。ただし、「当該要素が真にそれぞれの仮説的構成概念のリスク要因であるか」については、個別の研究等による直接的な検証が伴っていないため、あくまで先行知見を踏まえて「想定された要因」であると理解されたい。当該リスク要因への該当状況から、「性被害の発生の有無等をどの程度識別できるか」といった検証も未実施の段階にある。これらのことから、各種想定リスク要因は「該当状況を総合して被害の可能性を見立てる・考慮する」ものであって、「該当によって被害が決定づけられる、被害があったと判断する」ためのものではないことを強調しておく必要がある。

表 20.4 「閉鎖性」と「性的境界の侵害」の想定リスク要因

| 「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」に関わる想定リスク要因例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 「性的境界の侵害: 一方的または双方向的な性的距離の近接と逸脱」に関わる想定リスク要因例                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜加害者による加害戦略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的または心理的な暴力支配</li> <li>・ 度を越えた行動監視・侵入的行為等の支配統制</li> <li>・ 操作・手なづけ(金銭等に限らない対価の供与)</li> <li>・ 被害児童や周辺人物の巻き込み・共犯化、他責・責任転嫁</li> <li>・ (加害者・非加害養育者による)口止め、秘密の強要、脅迫</li> <li>・ 加害の隠蔽(外傷等を残さない等)、情報工作、対外的印象操作</li> </ul> <p>＜被害児童の援助要請(開示)機能の不在・剥奪＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害認識の欠如(児童の無意識下の被害を含む)</li> <li>・ 低年齢、(障害等を含めた)発達の未成熟</li> <li>・ 歪んだ性的価値観・枠組みの誤学習(愛情や養育と性行為の混同)</li> <li>・ 性および性の権利に関する知識の未獲得</li> <li>・ 被害児童の性別(男児の場合、より開示に至りにくい)</li> <li>・ 加害に対する抵抗力の消失、衰弱</li> <li>・ 無力感、絶望感、周囲に対するあきらめ</li> <li>・ 被害環境への順応、加害者への服従</li> <li>・ 加害者に対する歪んだ愛着</li> </ul> | <p>＜加害者の抑制の困難・障害＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性的衝動に対する抑制の困難、情動制御の困難、実行機能の低下(アルコール依存、物質乱用、行為依存、認知症等の精神疾患も含む)</li> <li>・ 障害等(を有する児童による性的加害または問題行動を代表として)、ケアニーズが満たされていない。</li> </ul> <p>＜加害動機・価値観・歪んだ認知様式＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 力・権力の確認・誇示、支配的欲求</li> <li>・ 子どもに対する性的嗜好・欲求<br/>(※ 抑制機能の低下や障害があ</li> </ul> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者に対する両価的感情、複雑な内的葛藤</li> <li>・加害者に対する恐怖</li> <li>・性に対する恥辱感</li> <li>・開示による自己または周囲への危害や影響、重要他者との関係崩壊等に対する恐れ、恐怖</li> <li>・開示による二次的傷つきの恐れ</li> <li>・罪悪感、自責感、自己否定、自己価値観の低下</li> <li>・スティグマ・烙印感情の付与</li> <li>・身体的・心理的虐待、差別的扱い</li> <li>・被害児童に対するネグレクト</li> <li>・フラッシュバック・侵入的再体験等の精神症状</li> <li>・解離、記憶・情緒の混乱、精神的衰弱、抑うつ</li> <li>・社会場面での孤立・ソーシャルサポートの不足・欠如</li> <li>・対人面での過敏</li> </ul> <p><b>＜非加害親等の保護機能の不在・剥奪＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等による不在</li> <li>・夜間等の監護がない状況がある</li> <li>・養育者の過度な自己中心性</li> <li>・養育者間の対立・葛藤</li> <li>・加害者による無力化</li> <li>・未解決な性暴力等の被害経験</li> <li>・加害者への同調・共犯化</li> <li>・傷つき、衰弱、悲嘆</li> <li>・被害の否認(直視できない)</li> <li>・被害児童に対する依存</li> <li>・被害児童の気遣いの対象になっている</li> <li>・子どもを疑う、信用しない</li> <li>・子どもに対する無関心、ネグレクト</li> <li>・被害児童との情緒的結びつきが希薄</li> <li>・子どもへの心理・身体的虐待、虐待的干涉</li> <li>・加害者への経済的・精神的依存・社会的依存</li> </ul> | <p>る場合にリスク要因と想定される)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(性的搾取等に関連する)経済的動機・困窮</li> <li>・子どもに対する親密性の希求</li> <li>・逸脱した性的価値規範、歪んだ性的認知(固定観念、先入観)</li> <li>・子どもの性の権利に対する無理解</li> </ul> <p><b>＜力関係・立場の差＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族間の立場が対等でない、力関係に大きな差がある</li> <li>・過剰な権威主義とその家族への押し付け</li> <li>・特定児童の優遇や差別的扱い</li> <li>・被害児童との年齢差や障害等の随伴(ただし、年齢が高い方が力関係・立場が強いとは限らない)</li> </ul> <p><b>＜希薄な性的境界、監督能力の不全＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の基本的ルールが破綻</li> <li>・性的境界の未設定、曖昧化、規範意識の低下</li> <li>・極端に狭い部屋で複数人が居住・寝ている等(物理的距離の近接)</li> <li>・ネグレクト・養育環境の監督不全(家庭内でのオンライン性被害環境等を含みうる)</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助要請による自己または周囲への影響、重要他者との関係崩壊、離婚後の経済的自立の困難等に対する恐れ</li> <li>・ 加害者分離の困難、十分な保護的行動が取れない</li> <li>・ 外部支援機関等に対する援助要請のためらい(きょうだい間事例等の場合など)</li> <li>・ 社会的孤立・ソーシャルサポートの不足・欠如</li> </ul> <p>＜家庭外からの発見困難、外側からの閉鎖・社会文化的抑圧＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性被害(事例の実態や多様性等)に対する理解の不足、思い込み、誤解と偏見</li> <li>・ 「性行為に関する同意」や「健常(発達)範囲内外」に対する理解の不足・誤解</li> <li>・ 被害児童の「無症状」「見かけ上の」適応、特異的所見の不足による発見の困難</li> <li>・ 被害の軽視・否認・放置</li> <li>・ 疑う、責め立てる、拒絶する等の被害児童に対する否定的態度</li> <li>・ 通告のためらい、通告要件等の適切な一次対応に関する誤解</li> <li>・ 組織的対応環境の未整備と個人的対応</li> <li>・ 被害児童等の当事者からの秘密の要請に応じる</li> <li>・ 性被害に対する社会的偏見や差別的眼差し、無理解</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯に登録のない大人の出入り・居住がある</li> </ul> <p>＜子どもへの過度な関係の近接＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育負担の極端な偏り</li> <li>・ 過度に近接した子どもとの関係、過剰愛護</li> <li>・ 加害者の社会的孤立</li> <li>・ (特に成人との社会関係についての)社会的スキルの欠如・親密な対人関係の構築困難</li> </ul> <p>＜再犠牲化・加害への転化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の逆境体験・性被害経験</li> <li>・ 児童に対する虐待やネグレクト</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

これらの想定リスク要因への該当状況から、対象とする個別事例の家族構造・世帯関係者情報に照らして、「家庭のどのような部分に閉鎖的關係が発生するか」「性的境界の侵害が発生しうるか」といった見立ての例を用いた説明は、次節に整理する。ここでは、当該枠組みに対する前提と限界点について整理する。

#### 【本枠組みの前提と限界】

- (1) 本枠組みは、従来の理論を否定するものではない。また、全く新しい知見を提案するものでもない。従来の枠組みとは、説明対象とする現象の範囲や水準、目的が異なっているだけであって、本枠組みは、「潜在化する子どもの家庭内性被害を早期発見する」という目的に即して、従来の理論や各種の研究知見を踏まえ、使用する用語(概念)に変更や統合を加えつつ、それらを総合的に整理したものである。

- (2) 本枠組みは、子どもの家庭内性被害の早期発見を中心とする予防的視座から構成された枠組みであって、被害児童に対する心理治療への援用や、ソーシャルワークにおける支援や介入への援用を第一に想定したものではない。
- (3) 本枠組みは、各種の先行知見を踏まえたものであるものの、仮説段階にある。当該枠組みを用いた現象の説明可能性や論理的整合性、実践的な援用可能性等については、不十分な点が多分に含まれており、今後の更新・改善が前提となっている。特に、加害者に関する研究知見は本邦において不足していることから、当該領域の知見については、本枠組みにおいても不十分なものになっているものと考えられる。また、「子どもの家庭内性被害」という単群の事例情報を基本として構成されたものであることから、一般群等の比較対象群から被害をどの程度検出しうるのか、その識別性可能性については検証がなされていない。個別の詳細な研究を必要としている。
- (4) 本枠組みは、後続の研究や現場支援者等による実践報告等による反証の提示や問題点の指摘などによって、否定あるいは修正・改善され、より一層の発展を期待するものであり、理論的・学術的批判は歓迎される。

### 20.2.3 2つの仮説的構成概念を用いた子どもの家庭内性被害に関する見立ての例

繰り返し述べるとおり、子どもの家庭内性被害は複雑かつ多様な被害事例の総称である。したがって、全ての被害発生パターンや構造について、ここでそれらを例示して説明することは叶わない。以下では、上述した枠組みに基づく被害構造の説明・見立ての例を6つのパターンを取り上げて提示する。前節までの各種留意事項を踏まえた上で参照されたい。例に相当する状況があれば、「被害事実があると判断される」といった誤った理解には特に注意されたい。例をあげた説明の目的は、本稿で提案する枠組みを用いて、支援者が個別の事例に応じた総合的な見立てを講じる際に、その参考となる観点・捉え方を提供することにある。

その他の注意点として、(1)各例のタイトルは、了解可能性を高めるために一時的に本稿内で命名したものであり、定量的検証に基づく特徴を元に記述したものではないこと、(2)例に掲げた続柄は一例であり、「父」とされた場合であっても「母親の内縁男性」や「同居する男性親族」などの他の続柄も当てはまりうること、(3)例示する被害パターンは本事業調査で報告の得られた実事例をもとにしているが、一部説明のために類似事例に見られた加害行為や所見情報を重ねて記述していること、(4)外部親族(別世帯居住)からの被害や多子世帯での被害など、図示した場合に複雑になる状況については例示には含めず、本節では説明のために登場人物を最小限にとどめていることを了解されたい。

### (1) 「典型支配性暴力」の一例

図 20.1 に、主に父親等を代表とする男性養育者による家庭での「身体的・心理的暴力」が主たる課題所見として認められる場合の家庭内性被害の発生例を示した。加害者を中心に、家庭内での暴力的な力関係の差がある場合とも記述されうる。非加害保護者としての母親が無力化され、保護・援助要請機能が剥奪されていることが示されている。当該状況下では、例えば母娘間の関係が安定的であったとしても、「家庭」という単位で閉鎖性が発生しうると見立てられる。家庭という単位で閉鎖が発生している場合、その内部で他の性加害が発生していても不思議ではない。一例として、きょうだいによる性加害が併存している可能性を示した。「暴力的な支配によって家庭に閉鎖性が生じ、圧倒的な力関係の差(あるいはその誇示・確認)が性的境界の侵害につながっている」と説明・記述されうる例である。

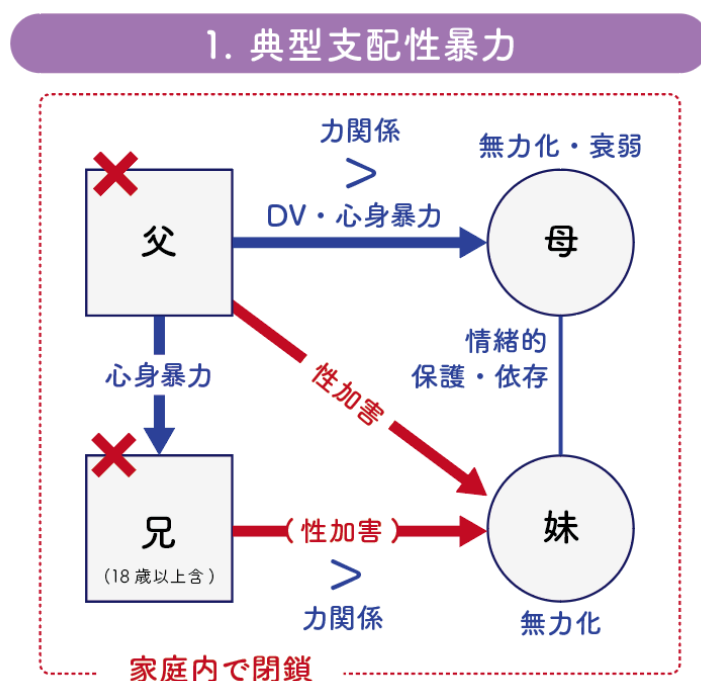


図 20.1 見立ての例(1) 典型的な支配性暴力環境下での子どもの家庭内性被害(例)

## (2) 暴力に依らない支配的関係の一例: 「社会的・経済的・精神的依存に基づく支配」の一例

図 20.2 に、主に「母親の父親に対する依存」を課題所見とした家庭内性被害の発生例を示した。ここでの「社会的依存」には、「離別が発生した場合に、在留権を失う」といった例などが含まれる。「経済的依存」には、「母が家庭内で父から借金をしている」、「離婚した場合に経済的な自立が著しく困難」などの例が含まれる。当該状況下では、身体的・心理的暴力が伴っていても、家庭内での支配的関係が発生しうると考えられる。父母間の強固な依存関係によって、(結果的に)母子関係の希薄化や母の保護機能の低下が発生する場合も想定されるだろう。「母親が被害を知っている外部への援助要請がためられる」といった状況から、問題が家庭内で閉鎖することが想定される。加害者が被害児童に対して性的加害行為を加える背景については、多様なものが想定されるが、「父母間の依存関係によって家庭内での閉鎖性が高まり、支配的な力関係の差等を理由に性的境界の侵害が発生した例」と説明・記述される。

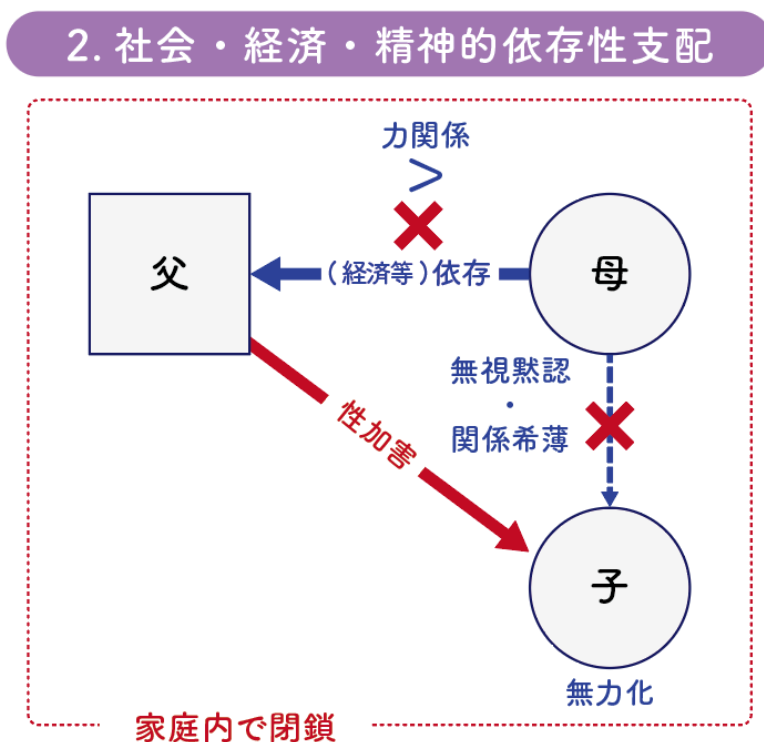


図 20.2 見立ての例(2)

非加害保護者に社会的・経済的・精神的依存がある  
支配的環境下での子どもの家庭内性被害(例)



### (3) 「保護機能の不在」に着眼される一例

子どもの家庭内性被害では、加害者に見られる暴力性や支配性が必ずしも認められるとは限らない。図 20.3 には、主として「子どもに対する保護機能が不在状態にある」ことに着眼される被害例を示した。「保護機能が不在」という所見について、例えば母を例にとってその具体例を想定すれば、「ひとり親家庭による不在(父子家庭等)」や「精神疾患等による母の衰弱」などがそれに相当するものと考えられる。また、母子関係に着眼した視点からは、「子どもに対する無関心」、「関係が希薄」、「虐待的な干渉をする」などによる保護機能の不在が想定される。これを被害児童の視点から整理すれば、「母に助けを求めることができない」といった援助要請対象の不在状態とも形容されうる。当該状況下では、例えば父親が加害者の場合、父子間(加害者－被害児童間)での閉鎖が発生しうる。そして、父による子への暴力的関わり等が伴う場合には、「暴力的な力関係の差に由来する性的境界の侵害」の発生が想定され、また、父が実質的に養育を担う唯一の者となっているなど、近接した父子関係がある場合には「親密性の肥大化・関係の逸脱による性的境界の侵害」が発生するといった可能性も想定されうる。子どもに見られる所見なども総合して見立てる必要があるだろう。

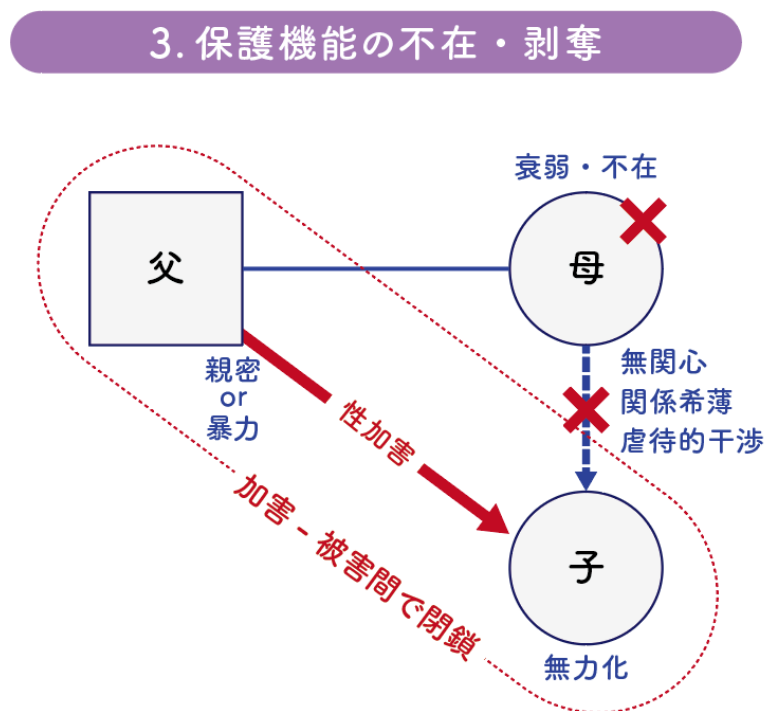


図 20.3 見立ての例(3) 非加害保護者等の保護機能が不在または剥奪された環境下での子どもの家庭内性被害(例)



#### (4) 「過度な養育者中心」や「ネグレクト」を特徴とする被害の一例

特に「きょうだい間の性被害・性的問題」の事例において、「(主に被害児童に対する)子どものネグレクト」や「子どもの養育よりも養育者の都合が過度に優先される・自己中心的」といった特徴で形容される事例が一定数含まれていることが確認されている。図 20.4 には、当該観点が主たる課題所見として認められた場合に想定されうる被害例を示した。養育者中心・ネグレクトといった特徴から、「子どもの状況に目が行き届いていない場合」とも形容されうるだろう。当該状況は、「家庭内で、父母間の対立が主題となっている」、「両親ともに子どもに虐待的干渉をする」等の場合にも生じうるものと想定される。このような場合、一例として「きょうだい間」での閉鎖的關係が発生しうる。そこに強固な力関係や立場の差がある場合、きょうだい間での性的境界の侵害が発生する可能性が懸念される。なお、当該被害を養育者が把握した場合であっても、「加害したきょうだいも自らの子どもであり、通告・相談等につなげるにはためらいがある」といった状況が発生しうることから、家庭内という単位での閉鎖も発生しやすいものと想定される。また、他の被害例として、子どもの性的刺激への暴露(性行為の目撃等)の発生可能性も想定されるだろう。

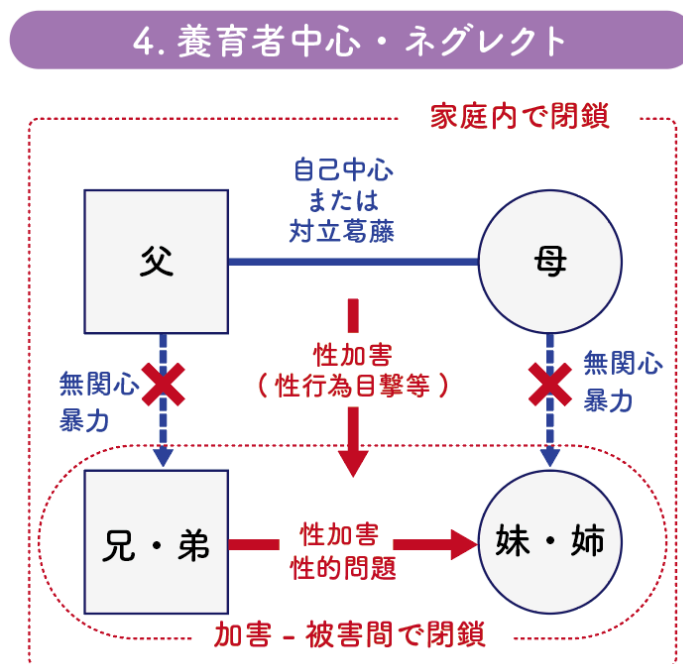


図 20.4 見立ての例(4) 養育者中心・ネグレクト環境下での子どもの家庭内性被害(例)

### (5) 特定児童の優遇・差別的扱いに着眼される例

家庭内で生じる「加害―被害関係での閉鎖」には、上記以外にも複数のパターンが想定される。その一例として、図 20.5 では、主たる着眼点として「特定児童の優遇・差別的扱い」が認められる場合に生じうる、きょうだい間での閉鎖的関係の発生例を示した。具体的には、「父母から優遇・特別扱いされる兄」と「父母から差別的扱いをされる妹」を例示している。当該状況下では、優遇と差別的扱いによって、兄と妹との間に家庭内での強固な力関係・立場の差が発生し、性的境界の侵害が発生する可能性が想定されうる。そして、「妹に対する両親の差別的扱い」によって被害児童の援助要請機能が剥奪され、兄妹間(加害―被害関係間)での閉鎖性が高まると考えられる。なお、特定児童の優遇や差別的扱いに基づく被害発生例については、本例以外にも「姉妹のうち特定の子どもが父親に優遇され、当該子どもは母親からは阻害されている」といったパターンなどが想定されうる。そのような場合には、「家庭内のどのような関係箇所での閉鎖性が発生するか、どのような関係や要因によって性的境界の侵害が発生しうるか」といった視点から見立てを講じられたい。

#### 5. 特定児童の優遇・差別的扱い

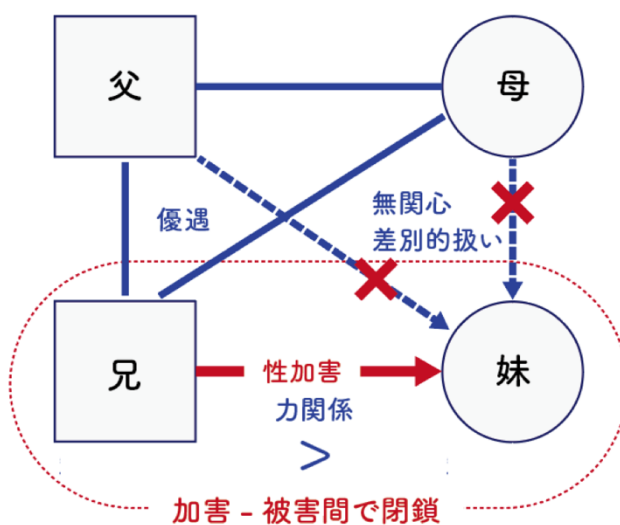


図 20.5 見立ての例(5) 特定児童に対する優遇・差別的扱いのある環境下での  
子どもの家庭内性被害(例)

## (6) 逆転的な力関係から発生する子どもの家庭内性被害の一例

最後に、「外部から見た場合、必ずしも加害者側の力関係が強いと観察されるとは限らない」という警鐘を込めて、当該条件に相当する家庭内性被害の一例を取り上げる。当該例に見られる主たる課題所見としては、「父親に対する母子からの無視・疎外・差別・軽蔑」等の関わりを想定した。当該状況下では、父よりも母子の力関係が外面的に強く観察される。そして、父親の子どもに対する親密性の希求や関係回復等の動機に加え、それを実現しようとする方法に不適切さが伴った場合に、例えば家庭内での盗撮等の加害行為が発生しうる。子どもが被害に気づいていない場合(被害認識の欠如)、加害―被害間で関係が閉鎖することになる。

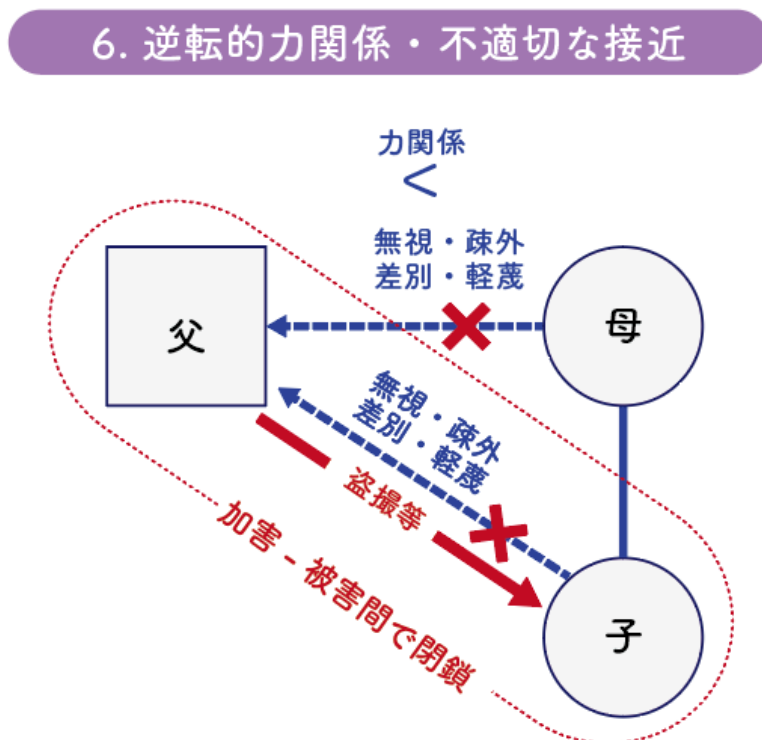


図 20.6 見立ての例(6) 逆転的な力関係からの復権  
不適切な接近方法に基づく子どもの家庭内性被害(例)

ここまで、「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方向的な距離の近接と逸脱」という二つの仮説的構成概念を主軸に、子どもの家庭内性被害の発生構造やリスクを見立てるための枠組みとその活用例を整理した。

「子どもの家庭内性被害は、複雑かつ多様な被害例の総称である」という前提を踏まえ、個別の事例に即した総合的な見立てへの援用が期待される。

## 第 21 章 成果物構成の手続き

本事業では、児童相談所および市区町村を対象とした全国調査とその解析結果、そして文献調査で得られた知見を踏まえ、「子どもの家庭内性被害の早期発見」を目的とする小冊子を構成した(以下、「小冊子」とする)。本章では、作成にあたっての前提や意図、構成手続きについて整理する。

### 21.1 潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するために

子どもの家庭内性被害は、様々な局面で潜在化しているものと考えられる。加害者と被害者の中で情報が閉鎖している場合や、家族が被害を知っているが支援にはつながっていない家庭内での閉鎖、あるいは子どもの所属する機関等で被害事実が把握されている・懸念されているものの必要な支援につながっていない場合、他の相談等で関係機関にはつながっているが、性被害の事実が把握されていない場合などである。これら以外にも、第3章で指摘したとおり、子どもの家庭内性被害は様々な局面で潜在化していることが想定される。潜在化の局面や、被害の発見や子どもからの開示の機会を有する立場の者が様々である以上、早期発見に向けた取り組みの在り方にも多様な考え方や方法が想定されるだろう。

対象者については、被害を受けている子ども、その事実を知った被害児童の友人・同級生等の子ども、被害事実を把握している可能性のある家族や親族、児童相談所や市区町村の関連部門、学校や幼稚園、保育園、医療機関や警察、その他日頃から子どもに接する立場にある者や、広く社会全般もその範囲に含まれる。取組の在り方についても、性関連教育や研修、啓発といった教育的アプローチ、組織的な対応の在り方に関するマクロ・ミクロな水準での工夫、あるいは面接法などの個別の支援技術の充実や開発、また、第4章・第19章に示したような情報技術的側面からのアプローチなども含まれる。

しかし、対象者を問わず、どのような取組を講じる場合であっても、「事実に基づく知識」はそれらの根幹を支える重要な役割を担う。「子どもの家庭内性被害」にはどのような事例があり、どのような構造で発生しているのか。被害を受けた子どもからはどのようなサインが発せられ、どのような契機で被害が発覚し、どういった場合に被害の開示・告白がなされやすいのか。こういった実態に基づく知識がなければ、効果的な対応の在り方について検討し、的確な実践に繋げてゆくことはできない。また、基本となる知識を知ること、それ自体が持つ意義も大きい。性被害に関連する様々な誤解や偏見が解かれ、被害を受けた子どもや家族等の二次的な傷つきを防ぐことにも繋がりうる。子どもからの被害のほのめかしや部分的な開示があった場合に、それらを見落とさずに掬い上げられる可能性もある。

このような背景に基づき、本事業では、定量的な全国調査で得られた情報を活用し、特に「子どもの家庭内性被害の実態情報を基礎として早期発見のための知識を整理し、伝えること」を主眼とした資料を作成することとした。様々な対象者に向けた後続の取組への援用が期待される。

## 21.2 内容の構成意図と前提

小冊子の構成にあたっては、次に掲げる目的設定と限界設定を行った。

| 構成の目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業で実施した全国調査の結果および文献調査に基づき、特に「子どもの家庭内性被害」の早期発見に重点を置いた事実に基づく基礎知識の整理を行うこと。</li> <li>・主たる対象読者として、児童相談所や市区町村関連部門の支援者、学校、保育園・幼稚園等の教育関係者、その他児童の福祉に業務上関係のある団体および医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある支援者を中心に想定し、広く一般の大人も対象に含めて、子どもの家庭内性被害に関する知識を伝えること。</li> <li>・これらをもって、被害の早期発見・早期対応の実現、あるいは広く、子どもの安全の拡充および健全な発達に貢献すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 構成上の限界と配慮事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの家庭内性被害に関連する領域は広大であり、全ての観点を網羅できないこと。</li> <li>・掲載された内容から、被害の有無を直ちに特定あるいは断定するような知見や根拠は決して提示され得ないこと。</li> <li>・被害を早期に発見し、適切な支援につながる事が構成の主眼であって、被害の疑いから子どもや家族、関係者あるいは関係組織に対する偏見や差別等につながる事があってはならないこと。</li> <li>・対象範囲を広く設定するため、一般的・全般的な原則を除いて、特定の組織や職種等に応じた具体的な対応の在り方について言及したり、規定したりすることはできないこと。</li> <li>・実態調査データ等、最大限客観的な事実情報に基づく知見を児童福祉の理念のもとに整理するものであって、記載内容自体には個別具体的な立場、主義、思想等に基づく主張は含まれ得ないこと。</li> <li>・事業で実施された調査は、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で被害の把握された事例情報を対象としたものであり、他機関で扱われた事例や、未だ被害の把握されていない潜在事例に関する情報等は含まれていない。したがって、子どもの家庭内性被害の実態は未だ不明な点が多く、後続の調査・研究等によって明らかになる点が多分に存在する。また、今後関連法の改正等の可能性があることから、掲載する知識は更新が前提となること。</li> </ul> |

上述の目的と限界・配慮事項を踏まえ、掲載する内容を下記のとおり設定した。

| 掲載する基礎知識の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜主たる内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資料作成の目的と留意事項</li><li>・「子どもの家庭内性被害」の定義と範囲</li><li>・潜在化する背景と早期発見の重要性</li><li>・被害の進行性と子どもへの影響</li><li>・被害内容と被害を受けた子ども</li><li>・加害者、他の家族について</li><li>・早期発見の手がかり：被害の発生構造を見立てる枠組み</li><li>・早期発見の手がかり：子どもからのサインと学齢区分別での特徴</li><li>・子どもからの被害開示と対応の原則・二次被害の防止</li><li>・早期発見に向けた取組・わたしたちにできること</li></ul> <p style="text-align: center;">＜補足内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・きょうだい間の性的問題と子どもの障害について</li><li>・年齢にそぐわない子どもの性的行動</li><li>・主要関連資料</li></ul> |

### 21.3 構成手続き

タイトルは、『子どもの家庭内性被害 ～児童相談所・市区町村対象の全国調査で見えてきたこと～』とした。表紙の作成にあたっては、(1)被害を受けるのは女兒のみでなく男児も含まれることなどから、女性性を強く意識させるデザインをさけること、(2)被害の深刻さと支援の暖かさのバランスに配慮したデザインにすること、(3)父親や母親などの特定の人物像や家族構成等をイメージさせる構成を避けた抽象的なデザインにすること、(4)多くの人が手に取り、関心を持つようなデザインにすること、これら4つを要件としたイラスト・レイアウトを実施した。二度の素案修正を経て、図21.1に示す表紙が作成された。



図 21.1 本事業で作成した小冊子の表紙

小冊子全体の作成にあたっては、事業担当者による草案作成と、検討委員を含めた議論による修正・改善を事業期間内で随時実施した。作成された小冊子は、本事業報告書内には含まれず、別添となっていることに留意されたい。